

長野市総合計画審議会作業部会 会議概要（報告）

会議名	市民フォーラム21 第6回 都市整備部会	
日時	平成23年1月20日（木）午前9時30分から午前11時35分	
会場	長野市役所第一庁舎8階第一委員会室	
出席者	作業部会員 (敬称略)	石澤孝、野崎光生、吉田織栄、石井健之、奥野由明、倉島義和、滝澤健太、南澤信之、宮澤修司
	関係課員	庶務課、情報政策課、交通政策課、障害福祉課、道路課、維持課、住宅課、建築課、建築指導課、都市計画課、区画整理課、まちづくり推進課、駅周辺整備局、企画課（事務局）

会議次第

- 1 開会
- 2 部会長あいさつ
- 3 市民フォーラム21 第5回 都市整備部会 会議概要について 別添資料
- 4 第四次長野市総合計画 後期基本計画 大綱まとめ（案）【都市整備分野】について
第5回 都市整備部会 資料3～5 ・ 資料1
- 5 第四次長野市総合計画 後期基本計画 大綱（案）【都市整備分野】について
 - (1) 第四次長野市総合計画 後期基本計画の体系（案）
 - 6** 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】 資料2
 - (2) 政策6-1 いきいきと暮らせるまちづくりの推進 資料3～5
 - (3) 政策6-2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成 資料6～8
- 6 今後の予定について
- 7 閉会

会議の概要（主な決定事項、質疑等）

- 4 第四次長野市総合計画 後期基本計画 大綱まとめ（案）【都市整備分野】について

前回の部会で、再検討が必要な「政策6-1 いきいきと暮らせるまちづくりの推進」及び未協議の「政策6-2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成」の後期基本計画 大綱まとめ（案）に関して、作業部会員から事務局への提案等と再検討が必要になった項目について、事務局（案）をまとめた 資料1 に基づき協議し、次の を除き、資料1 のとおり確認した。

資料1 3ページの(2)番号1の「コンパクトなまちづくりの推進」の基本施策名について、事務局から注釈をつけるという提案があったがどうか。

「コンパクトなまちづくり」と「コンパクトシティー」の違いはあるのか。

「コンパクトシティー」の考え方は、現在、2つの解釈があり、青森市のように、一極集中に近い「富士山型」と、本市のように、篠ノ井等、ある程度の規模の地域が合併を繰り返したことにより、峰が多くあり、それを結ぼうとする「ハケ岳型」がある。本市では、「ハケ岳型」の「コンパクトなまちづくり」を考えている。このため、注釈をつけることを提案した。

趣旨は分かるが、「コンパクトなまちづくり」という表現は分かりにくい。

「コンパクトシティー」の考え方は、まちの真ん中を何とかしようとする、現行の中心市街地活性化基本計画以降のもの。青森市は、市街地を中心とした「富士山型」だが、富山市は、核がいくつかあるため、お団子と串とし、コンパクト的という概念に変えた。地域の状況に応じて、「コンパクト」の考え方にいろいろ解釈が出てきている。基本施策名の代替案を出して欲しい。

事務局では、「機能的で集約型のまちづくり」、「機能が集約した多軸型のまちづくり」、「拠点

間連携による機能的・一体的なまちづくり」、「拠点間の機能的な連携による一体的なまちづくり」、「多核心連携型のまちづくり」等の代替案を検討したが、かえって難しくなるのではないかなどの結論に至った。本市が目指す「コンパクトなまちづくり」は、「ハケ岳型」なので、各拠点があり、それを結び、一体的にまちをつくっていくという意味の言葉でお願いしたい。

国の全国総合開発計画で使っている言葉か。国の補助金等を受けるのに、この言葉は必要か。

現在は、国土形成計画だが、「コンパクトシティ」という言葉を使っている。国の補助金等の関係では、この言葉が残っていなければならないということはないだろう。

「ハケ岳型」ということで、長野地区は峰が少し高いが、各峰が「核心」という言葉に置き換えられる。多核心をつなくということ、基本施策名は、「多核心連携型のまちづくり」、もしくは、「コンパクト」を残すなら、「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくり」はどうか。

事務局では、「コンパクト」という言葉を残しながら、「コンパクト」を説明する、「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくり」でお願いしたい。

事務局の意見もあるので、「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」でどうか。

異論がないので、「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」とする。

資料1 3ページの(2)番号2の「中心市街地」について、事務局から、総合計画の基本構想では、長野・篠ノ井・松代地区の3地区としているとあったがどうか。「中心市街地」は、人口集中地区を形成し、ある程度の商業の集積があり、改正前の中心市街地活性化基本計画の対象地区という定義はできるが、信州新町地区等の取扱いをどうするのか。施策611-01「秩序ある市街地の形成」と611-02「中心市街地の再生」を統合し、一体的な取扱いをすれば、あえて「中心市街地」を定義しなくても済むのではないか。

長野市の中心市街地としたときに、長野・篠ノ井・松代地区に、新たに地区が加わると、全体がぼやけてしまう。中心市街地は、人口や社会的な面が充実した地域のことでないか。

基本構想で、中心市街地を長野・篠ノ井・松代地区としているのは、改正前の中心市街地活性化基本計画の対象地域。合併は大きな変化なので、信州新町地区等のことは踏まえたほうが良い。信州新町地区の人に、長野市の中心市街地を核としたまちにするとっても、地理的に無理があり、信州新町地区には、地区としての中心市街地がないと、生活する機能、都市機能の拠点をどこに求めるのか。もう1点は、「ハケ岳型」のまちづくりを目指すなら、長野・篠ノ井・松代地区の3地区以外にも、信州新町地区等の峰があるべきではないか。

「中心市街地」という言葉は分かりにくいので、「生活拠点」と変えたらどうか。

中心市街地を、長野・篠ノ井・松代地区の3地区に絞るなら、別に市街地の活性化に関する施策が必要ではないか。3地区に限定しなくても、この3地区と他の地区が、同じ1本の柱でいけるとは思えない。

「ハケ岳型」を目指すなら、市全体を見渡した総合計画にすべきで、分けることは避けたい。

市では、現在の中心市街地活性化基本計画に基づき事業を実施している。この計画を進めるうえで、総合計画上で前期基本計画のような位置付けをしないと、国との関係で、どこに力点を置いているのかということになる。資料3 6ページの施策611-01「秩序ある市街地の形成」の「大綱まとめ(案)で整理した主な取組(参考)」に、「都市拠点への集積等による、市内各拠点の整備」、「各拠点を中心に、地域の特性をいかした、歩いて暮らせるまちづくり」とあるので、信州新町地区等、各地域のまちづくりを読み取れるのではないか。

「中心市街地」という言葉を、「拠点市街地」、「主要市街地」に置き換えられれば良い。施策611-01「秩序ある市街地の形成」と611-02「中心市街地の再生」の担当部署を分けなければならない必然性があるならば仕方ないが、施策の主な取組にも、個別の担当課名が記載されると思うので、施策611-01と611-02を統合できないか。そうすれば、「中心市街地」の定義付けをせず、実際の地域の実情に応じた施策ができるのではないか。

議論の内容が、次第5の後期基本計画 大綱(案)の内容に関わってきているので、後ほど、再検討する。

このほか、後期基本計画 大綱まとめ(案)に関する質疑・意見等はなし。

5 第四次長野市総合計画 後期基本計画 大綱(案)【都市整備分野】について

(1) 第四次長野市総合計画 後期基本計画の体系(案)【都市整備分野】

(2) 政策6-1 いきいきと暮らせるまちづくりの推進

資料3~5 の内容について協議した。

資料3 5~7ページの基本施策611「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」のうち、事務局から、施策611-01「秩序ある市街地の形成」と611-02「中心市街地の再生」について、統合しない案の1と、統合する案の2が提案されているがどうか。

市全体のまちづくりについて、施策611-01「秩序ある市街地の形成」として、都市計画課が所管する一方で、長野・篠ノ井・松代地区のまちづくりについて、611-02「中心市街地の再生」として、まちづくり推進課が所管しているので、案の1のように分けることができる。しかし、まちづくりは一体なので、統合できるのではないかとしたのが案の2で、現在、中心市街地活性化基本計画が進捗しているので、「中心市街地」という言葉を残している。

総合計画の冊子の20ページでは、基本構想で、「(1)市街地地域」を、「ア 地域全般」と「イ 中心市街地」に分けている。「ア 地域全般」は、施策611-01「秩序ある市街地の形成」に該当し、「イ 中心市街地」は、611-02「中心市街地の再生」に該当しており、この分け方は後期基本計画につながるのではないかと案の1が良い。信州新町地区等は、「秩序ある市街地の形成」で検討し、中心市街地は3地区にした方が分かりやすい。

案の1なら、信州新町地区等は「ア 地域全般」に含まれるのではないかと。ただ、事務局で、中心市街地を、長野・篠ノ井・松代地区としたのは、改正前の中心市街地活性化基本計画の対象地区なので、改正前の計画があった信州新町地区を、中心市街地に加えないと、整合性がとれないのではないかと。

総合計画の基本構想は、審議会で必要に応じて修正できるということではなかったのか。

事務局では、基本構想は、変更しないものとして、既に審議会で確認されているので、基本構想の範囲を逸脱しないように、後期基本計画を定めることをお願いしたい。総合計画の冊子の20ページは、基本構想の一部なので、変更はないと理解している。

信州新町地区は、改正前の中心市街地活性化基本計画があったが、どうなるのか。

市では、信州新町地区は、まちなみ環境整備事業で、地域の生活拠点と位置付けており、中心市街地活性化法で位置付けているわけではない。

年次がたっているので、基本構想の修正は必要ではないかと。

事務局では、基本構想について、最新の数値への修正等、時点修正であれば、その部分での変更はできると考えている。基本的には、総合計画の冊子の20ページの「(1)市街地地域」の「ア 地域全般」と「イ 中心市街地」の考え方を引き継げば、それは基本構想の変更ではないと考えている。計画の運用で、現状に合わせた施策を作っていきたい。

基本施策名が「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」に変更となったので、統合した案の2が良い。また、施策名を「秩序ある市街地の形成とその再生」等とすれば、あえて「中心市街地」を定義しなくても済むが、この言葉は残した方が良いのか。

市では、まちづくり推進課に、中心市街地活性化対策室という組織があり、また、今後、北陸新幹線の金沢延伸を踏まえ、長野駅周辺の顔づくりという大きな課題もあるので、施策名に「中心市街地」という言葉は残したい。

「中心商店街」、「中心市街地」は熟している言葉なので、今後、形骸化し、意味をなさなくなる時がくれば、軽視しても良いと思うが、今の段階では、組織もあるし、国との関係もあるので、「中心市街地」という言葉は残しても良いのではないかと。

「中心商店街」は熟した言葉だが、「中心市街地」は、いろいろな解釈が出てきており、

熟しているかは問題がある。

形骸化すれば、ほかの言葉に変えていけば良い。今の段階で変える必要はない。

現在の市の中心市街地活性化基本計画は、全国的に先進的であり、市としても力を入れている。また、国との関係も考慮し、政策的に「中心市街地」という言葉を残した方が良い。

統合した案の2にすると、施策の「大綱まとめ（案）」で整理した主な取組（参考）」の項目が多くなり、分かりにくい。

施策の「大綱まとめ（案）」で整理した主な取組（参考）」の項目は、次回以降に整理する。施策名に「中心市街地」という言葉を残した方が良いという意見が多いがどうか。

「中心市街地」という言葉は、残した方が良いのではないか。

それでは、案の2とし、施策名も事務局提案どおりとしたいがいかか。

案の1が良い。統合すると、分かりにくくなる。案の1のように、中心市街地以外の地域は、「秩序ある市街地の形成」としてまとめ、中心市街地は、「中心市街地の再生」としてまとめ、2つに分けた方が良い。北陸新幹線の延伸もあるので、そういう危機感の中で、「中心市街地の再生」を柱としてやっていくべき。

長野地区は、市全体の拠点市街地の一つであることは間違いないが、それをあえて分けるのは、長野地区が特別だと示すことになり、市全体の総合計画という視点が薄れてしまう。

最終的に、審議会でどうなるのかわからないが、中心市街地をぼかしてしまうと、後期基本計画で後退したイメージが出てしまう。

ほかに異論がなければ、基本施策 611 については、案の2とし、「中心市街地」という言葉は残し、そのほかは原案のとおりとしたいがいかか。

基本施策 611 については、基本施策名を「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」に変更し、案の2により、施策 611-01「秩序ある市街地の形成」と 611-02「中心市街地の再生」を統合し、611-01「秩序ある市街地の形成と中心市街地の再生」とし、そのほかは 資料3 のとおりとする。

資料4 8～9ページの基本施策 612「快適に暮らせるまちづくりの推進」はどうか。

施策 612-01「ユニバーサルデザインのまちづくり」の「大綱まとめ（案）」で整理した主な取組（参考）」で、「民間建築物等への指導・啓発によるバリアフリー化」とあるが、「バリアフリー化」は、「ユニバーサルデザイン」に含まれるのではないか。なぜ「バリアフリー化」としているのか。

市では、現在、新バリアフリー法に基づき、バリアフリー化のため、民間建築物等への指導・啓発を実施するとともに、ある一定規模以上の建物に対して、建築確認申請と一緒に、法律に基づいた基準かどうかの審査も実施しているので、このような項目となる。新バリアフリー法に基づくものと、ユニバーサルデザインに基づく、誰もが使いやすい、利用しやすい整備等で、使い分けることができるのではないか。

総合計画の冊子の 154 ページに、「ユニバーサルデザイン」と「バリアフリー」の注釈があるが、「ユニバーサルデザイン」は、考え方であり、「バリアフリー」は、段差等を除去する物理的な行為としている。

ほかになければ、原案のとおりとしたい。

基本施策 612 については、資料4 のとおりとする。

資料5 10～11ページの基本施策 613「地域の特性をいかした景観の形成」については、前回の部会で、基本施策名を「良好な景観の形成」から「地域の特性をいかした景観の形成」に、施策 613-01 の施策名を「良好な景観の誘導」から「地域の特性をいかした景観の誘導」に変更することについて了承されているが、ほかはどうか。

ほかになければ、原案のとおりとしたい。

基本施策 613 については、資料5 のとおりとする。

(3) 政策6-2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成

資料6～8の内容について協議した。

資料6 12～13ページの基本施策621「交通体系の整備」はどうか。

施策621-01の施策名について、前期基本計画では、「効率的な交通環境の整備」だったが、利用者が利用しやすいという視点を考慮し、「利用しやすい交通環境の整備」に変更し、事務局から提案されているがどうか。

投資対効果はあまり考えず、利用しやすいというところに力点を置くということになるのではないか。

効率よりも利用者の便宜を図ることは、資料のどこに表れているのか。

基本施策の「現況と課題」の一つ目の項目で、「市民にとって、公共交通は重要な役割を担っており、だれもが利用しやすい移動手段としていくことが必要です。」としている。

素直にそう受け取るべきであり、効率よりも移動者の便宜を優先するというニュアンスは出さなくても良い。

これまでは効率を重視してきたがために、バスの利用者が少ないから、バスの本数を減らす等、悪循環になり、利用しにくい公共交通になっている。

鉄道事業も、バス事業も、私企業なのだから、効率よりも便宜を協調しすぎるのはどうか。

市では、公共交通という部分において、バスや鉄道に様々な補助をしている。ただし、限りがあるので、社会的便益を勘案しながら、いろいろな方法を模索し、多角的な方法で移動を確保するよう努めている。利用しやすいということに重きを置いている方向ではある。

利用しやすいという施策は良いが、今の厳しい状況で、財務規律を無視すべきではない。便宜性だけを追求するのは良くない。この「現況と課題」の表現を素直に解釈すれば良い。

財政的なことは、全体に関わるので、あえて言う必要はないし、民間なら効率的に運営しないと利益につながらないが、公的なものは効率を考えてはいけな。行政で、交通を考える場合には、住民のセーフティネットとしてあるべきではないか。まずは、住民が利用しやすいことに力点を置いて考え、次に、財政的にこれでは駄目だということがくるべき。

ほかになければ、原案のとおりとしたい。

基本施策621については、資料6のとおりとする。

資料7 14～15ページの基本施策622「道路網の整備」はどうか。

基本施策の「現況と課題」の一つ目の項目に、「公共交通と一体化した道路整備を進める必要があります。」とあるが、まさにそのとおり。バス専用レーンや優先レーンを実施したくても実施できない現状がある。

道路と一体化した公共交通の利便性の拡大につながる。

ほかになければ、原案のとおりとしたい。

基本施策622については、資料7のとおりとする。

資料8 16～17ページの基本施策623「高度情報化の推進」はどうか。

施策623-01「情報通信基盤の整備」の「大綱まとめ(案)で整理した主な取組(参考)」について、市のホームページにある「愛TVながの」は、「フルネットセンターの活用」に含まれるのか、「市民の情報通信サービス利用のサポート」に含まれるのか。

市では、フルネットセンターの指定管理者をテレビ信州にお願いし、フルネットセンターの活用として、市の観光・スポーツ・イベント等について、「愛TVながの」により、インターネットを通じて情報を知らせている。「フルネットセンターの活用」は、フルネットセンターを活用し、広く、市の観光情報等を発信していくということ。

長期的に実施していくのか、暫定的なのか。事業があるなら、この項目に加えないのか。

指定管理者は5年間なので、市では、その間をお願いしていく。施策の「主な取組」は、次回以降に検討していく。アクセスは、1日約6,000件ある。

指定管理者が事業を実施するので、その期間中は事業が継続するが、指定管理者が変わっ

たら継続する保障はない。

施策の「現況と課題」の一つ目の項目に、「情報通信技術が日々進歩している中、その利便性をだれもが等しく受けることができる環境を整備する必要があります。」とあるが、この環境はどこが整備するのか。

市が主体となり整備していく。具体的には、これまで、ブロードバンド化されていない地域は、INC 長野ケーブルテレビのケーブルテレビ敷設事業により、ブロードバンド化をしてきた。だれもがブロードバンドで、インターネットができる環境を想定している。

中山間地域等で、民間事業者がカバーできないところは、市が実施していくのか。

市では、実際は、INC 長野ケーブルテレビにお願いし、補助をする。また、NTT 東日本の光回線の敷設もお願いしていく。そういった形でカバーしていきたい。

ほかになければ、原案のとおりとしたい。

基本施策 623 については、資料 8 のとおりとする。

後期基本計画 大綱(案)については、基本施策 611 の基本施策名「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」への変更、基本施策 611 の施策の案の 2 による、施策 611-01「秩序ある市街地の形成」と 611-02「中心市街地の再生」の統合、611-01「秩序ある市街地の形成と中心市街地の再生」とする変更を除き、資料 2～8 のとおり、作業部会として決定する。

6 今後の予定について

2月9日の総合計画審議会では、本日の部会で決定した 後期基本計画 大綱(案)の審議をお願いする。都市整備分野の大綱(案)の説明は、部会長からお願いする。

また、大綱(案)の決定に至ったので、予備日の平成 23 年 1 月 27 日(木)午前 9 時 30 分からの部会は開催しない。次回の部会は、平成 23 年 2 月 22 日(火)午後 3 時から(予定)とする。